

市川市建設工事等電子入札実施要領

（目的）

第1条 この要領は、市川市発注の建設工事及び工事に関連する業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札を電子入札システムにより行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、電子入札システムとは、ちば電子調達システムのうちの電子入札システム及び入札情報サービスを利用して、入札案件の公告から案件登録、参加資格確認申請、参加資格確認通知、入札、落札者の決定、開札結果の公開までの一連の事務を行うシステムをいう。

（システムの利用）

第3条 電子入札システムの利用に際しては、ちば電子調達システムの電子入札システム運用基準及び電子入札システム運用要領に準拠する。

2 入札情報サービスの利用に際しては、ちば電子調達システムの入札情報サービス運用基準及び入札情報サービス運用要領に準拠する。

3 電子入札に参加しようとする者が電子入札システムの利用ができず、紙入札への移行を行う場合は、市川市建設工事等電子入札実施要領及び市川市事後審査型一般競争入札実施要領に関わる紙入札移行の運用基準による。なお、紙入札への移行が承認された者（以下「紙入札業者」という。）は、入札書、辞退届等を紙で提出するものとする。

（対象）

第4条 この要領の対象となる建設工事等は、原則として1件当たりの設計金額が200万円を超える建設工事及び100万円を超える工事に関連する業務委託とする。ただし、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第2条に規定する事後審査型入札については、この限りでない。

(契約の方法)

第5条 電子入札システムを利用した契約の方法は、原則として一般競争入札とする。

(入札参加者の資格要件)

第6条 電子入札システムを利用した入札（以下「電子入札」という。）に参加する者に必要な資格は、市川市建設工事等資格要件等設定要領の例による。

(資格要件の決定)

第7条 電子入札に参加する者に必要な資格要件の決定は、市川市建設工事等資格要件等設定要領の例による。

(公告等)

第8条 電子入札の公告及び公表は、入札情報サービスで行い、実施に際して必要な事項は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

(申請期間)

第9条 電子入札における入札参加申請期間は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

(資格確認申請)

第10条 電子入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を前条の申請期間内に電子入札システムにより作

成し、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、電子入札システム上の都合により提出することができない確認申請書以外の書類については、郵送又は持参により提出するものとする。

(1) 誓約書

(2) 前号に定めるもののほか、資格審査に必要と認めた書類

2 特定建設工事共同企業体方式により、当該建設工事の電子入札を行う場合にあっては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を前項に準じて提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書

(2) 特定建設工事共同企業体使用印鑑届

(資格審査)

第 11 条 市は、前条の申請を受けたときは、提出された確認申請書等に基づき一覧表を作成し、その適格の有無の審査を行うものとする。

2 市は、適格者（前項の審査の結果、適格であると決定された者をいう。）については、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を速やかに電子入札システムにより通知するものとする。

3 市は、不適格者（第 1 項の審査の結果、適格でないと決定された者をいう。）については、その旨の確認通知書を前項同様速やかに電子入札システムにより通知するものとする。

4 前 2 項の場合において、電子入札システムによる通知が困難である場合は、電子メールなどの他の通知方法により通知できるものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第 12 条 当該建設工事の積算に必要な設計書、図面、仕様書等（以下この条において「設計図書等」という。）の公表は、入札情報サービスで行うものとする。

2 電子入札に参加しようとする者は、必ず設計図書等を入札情報サービスで

閲覧したうえで、入札に参加するものとする。

（見積期間及び入札の期間）

第 13 条 電子入札に係る入札価格作成のための見積期間は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

ただし、やむを得ない事情があるときは、見積期間は、5 日以内に限り短縮することができる。

2 電子入札の期間は、原則として 2 日以上の間を設けるものとする。

3 電子入札の開札は、原則として前項の期間の最終日の翌日以降とする。

（予定価格の設定）

第 14 条 予定価格の設定者は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

（低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用）

第 15 条 電子入札については、市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下「低入札価格調査制度要綱」という。）に定めるものについては低入札価格調査制度を、市川市最低制限価格制度に関する要綱（以下「最低制限価格制度要綱」という。）に定めるものについては最低制限価格制度を適用するものとする。

（入札等）

第 16 条 入札書は電子入札システムにより作成し、入札情報サービスにより公告に示した時刻（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 電子入札に参加できる者は、確認通知書の交付を受けた者とする。

3 電子入札に参加する者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- 4 入札書の提出とともに電子入札システムにより内訳書を提出するものとする。

(入札辞退)

第17条 確認通知書の交付を受けた者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも電子入札を辞退することができる。

- 2 確認通知書の交付を受けた者が、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を、入札書受付締切予定日時までに提出するものとする。
- 3 電子入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札の参加等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 4 電子入札に参加する者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退として取り扱うものとする。

(落札者の決定)

第18条 電子入札の開札の結果、地方自治法第234条に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）又は施行令第167条の10の2第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者となるべき者（以下「落札者となるべき者」という。）を落札者として決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合は、低入札価格調査制度要綱第2条に定める調査基準価格に満たない者の入札があつて入札を保留する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低価格申込者又は落札者となるべき者（低入札価格調査制度要綱第3条第1項の規定により失格判定基準価格を定める場合は、同条第3項に規定する失格に該当する者を除く。）を落札者として決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第15条の規定により最低制限価格制度を適用する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格制度要綱第3条に定める最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格申

込者を落札者として決定する。

- 4 最低価格申込者又は落札者となるべき者が、二人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を定めるものとする。
- 5 落札者を決定したときは、直ちにその旨を電子入札システムにより入札に参加した者全員に通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、紙入札移行承認に基づき紙媒体により入札を行った者については、落札者となった場合に、電子メール等により通知するものとする。

(入札の取りやめ等)

第 19 条 電子入札に参加する者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該電子入札に参加する者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札にあっては、入札に参加する者が 1 人となった場合は、入札を取りやめるものとする。ただし、再度の入札の場合は、この限りでない。
- 3 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したとき又は電子入札システムによる本市の利用者登録を完了した者が電子入札システムの利用ができないときは、入札の執行の延期又は紙入札へ移行することができるものとする。

(無効となる入札)

第 20 条 次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 必要事項を欠く入札
- (3) 明らかに連合であると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 内訳書の提出のない入札

- (6) 紙入札業者の記名押印を欠く入札
- (7) 紙入札業者の金額を訂正した入札
- (8) 紙入札業者が電子入札システムにより行った入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第21条 電子入札を開札した場合において、各人の電子入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、開札を行った日の翌日以降に電子入札システムによる再度入札を行うことができる。

2 前項の場合において、再度入札の回数は1回までとする。

3 再度入札の期間は、原則として1日以上の間を設け、開札は入札の期間の最終日以降とする。

4 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札が無効となった者以外の者とする。

(入札の不調)

第22条 電子入札（前条に規定する再度入札を含む。）の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

2 前項の規定による不調となった場合は、施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができる。

(入札立会人)

第23条 入札者は、開札の立会いを希望することができる。ただし、公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

2 開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）の午後5時までに管財部契約課へ問い合わせなければならない。－

(低入札調査基準価等の非公表)

第 2 4 条 電子入札における低入札調査基準価格、最低制限価格及び失格判定基準価格等の非公表は、一般競争入札にあっては市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例、指名競争入札にあっては市川市建設工事等指名競争入札実施要領の例による。

(入札結果の公表)

第 2 5 条 電子入札の結果の公表は、入札情報サービスにより行ない、公表に
関して必要な事項は市川市建設工事等一般競争入札実施要領の例による。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 5 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する建設工事等から、指名競争入札については施行日以後に指名する建設工事等から適用し、施行日前までにそれぞれ公告又は指名した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の一般競争入札の公告について適用し、同日前に当該公告をした競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。